

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例案

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特別養護老人ホーム（第3条—第32条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。
- (2) ユニット型特別養護老人ホーム 施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第39条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム 入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。
- (4) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。

第2章 特別養護老人ホーム

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等

の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 特別養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(設備の専用)

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 特別養護老人ホームの長(第12条及び第24条において「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 特別養護老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 特別養護老人ホームの機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合の介護職員及び看護職員(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(1) 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特

別養護老人ホームを除く。次号において同じ。) 及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合

- (2) 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) その行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第30条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(設備)

第11条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 事務室その他運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し当該特別養護老人ホームにおいて適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を

勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（処遇計画）

第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態（日常生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。第37条において同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第37条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第17条 入所者の介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談等)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、これらの者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家

族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、その入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第33条 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第8条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

(設備)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、その一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 第11条第3項第4号、第7号、第8号及び第13号から第15号までに掲げる設備

(3) 事務室その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第38条 入居者の介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術を

もって行わなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかななければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、その者が共同生活室で食事をとることを支援しなければな

らない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(適用関係)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。

2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条

第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームには適用しない。

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第44条 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第2章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者、その家族、地域住民の代表者、市町村又は介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、当該協議会に対しその運営状況を報告し、当該協議会による評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、その記録を公表するものとする。

(適用関係)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条まで」とあるのは「、第13条から第30条まで、第32条及び第45条」とする。

2 第12条第1項ただし書及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第47条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前3章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(適用関係)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特

別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条（第2項を除く。）中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。

- 2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第12条第1項ただし書、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

第6章 雑則

(補則)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって規則で定めるもの（平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。
- 3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型特別養護老人ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。